



笹の平のタケノコ販売

目次

1. 組合長あいさつ p1
2. 令和2年度森林整備事業の実施 p1
3. 令和2年度組合事業取組 p2
4. 北海道の巨樹・名木150本が写真集に p3～5
5. お知らせ、お願い p6

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和2年6月末現在)

組 合 員 数

1,213名

森林所有面積

9,656ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長 小檜山 隆

組合員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大による自粛要請、今年夏に開催される予定であった東京オリンピック競技大会の延期など想像もしていない状況に不安と戸惑いのことと思います。また、日頃より当組合事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新規感染者数はコントロールされつつあり、感染防止のバランスをとりながら経済活動が一部スタートしております。今のところ組合から感染者が出ておらず一人一人の自覚で予防対策が取られていることに感謝しております。

緊急事態宣言の影響で林業界においても物流が止まり梱包材、パレット材のオーダーが減少し、皆伐や間伐で事業体が木を伐れず、秋地拵えの作業をしなければならないなど組合事業にも影響が出ています。一日も早い社会経済の回復を願います。

今のところ、当組合においては休業して雇用調整助成金の手続きを進める状況には無く、直営労働班は春造林を終え、現在、造林地の下刈り作業の真つただ中です。例年、作業開始前の4月に下請け事業体も加わり実施していた安全衛生大会は、今回は開催出来ませんでした。危険を読み、災害の芽を摘むリスクアセスメントを重ね、絶対に職場から労働災害が起きないよう努めて参ります。作業員の高齢化の課題もあります。今年度は新たに2名の労働者が

加わり昨年と同じ13名体制で現場作業を進めています。

今年度の森林整備予算は前年と比べ増額、2年目となる森林環境譲与税も当初予定額から倍増となりました。緊急事態宣言が出されましたが、計画した森林整備を現状の中で進めています。

特に森林環境譲与税の活用事業では、路網整備と林道草刈がここ2年程整備出来なかったため、この事業を活用して旭川市と比布町の理解を頂き5月から整備を進めています。

委託業務は、来年3月までの「市有林管理業務」に加え、「とみほら自然の森管理業務」と「アライグマ捕獲業務」を4月に受託しました。5月には「旭川市の林政アドバイザー業務」を受注し履行しています。今後も事業拡大を図り、あらゆる業務を受注できるよう取組みます。

4月に北の森づくり専門学院として旭川市に開校した林業大学もコロナウイルスの影響で、開校日の4月20日から学生は臨時休校で自宅学習をすすめ6月1日から授業が本格スタートしました。林業・木材の現場で即戦力として、また次代を担う人材として第1期生34人の2年後の活躍が楽しみです。

最後に、安全安心な職場づくりに努め、組合員皆様の森林を守り、少しでも多く還元できるよう努めて参りますので、組合員各位の一層のご協力、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

令和2年 森林整備事業の実施

● 前年実績比107%の森林整備予算の配分決定となった令和2年度は新型コロナウイルスの影響で予定されていた会議が中止、延期、行政からの自粛要請も発令され、昨年と同様の活動にいつ戻るのか心配な面が多々あります。そんな中、今年度も欠員を補充し直営作業員13名体制で植栽や保育を着実に実施して参ります。

● 植栽については伐採と造林の一貫作業が図られるよう計画的に事業を実施しておりますが、造林予算の関係上、お待ち頂いております。組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 植林 今年度は伐採跡地への植林を47ha計画し造林未済地の解消に努めて参ります。補助事業による植林の所有者負担は4月からhaあたり4万6千円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。林地流動化や転用による植林は所有者負担はありません。



植林作業 西神楽

● 下刈 下刈は179haを計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり6万12千円です。



作業前打合せ

● 利用間伐 現場の状況に応じ定性間伐と列状間伐による間伐を117ha計画していますが、新型コロナウイルスの影響により素材受入が見えない状況です。受入れが再開されればすぐ対応できるような事業体と連携を図り事業を進めて参ります。

● その他 昨年同様、利用間伐は所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和元年の間伐素材代の還元金は4万1600円/haの幅があり平均で10万円/haです。

● その他 除伐、枝打ちは所有者負担がありません。

民有林作業道の維持 管理事業について

ここ2年程、事業期間や予算確保の関係で路網整備や林道草刈が進みませんでした。令和2年度は旭川市、比布町の理解を頂き、5月から路網整備を実施しています。

林道草刈は旭川79km、比布18km、路網整備は旭川6・9km、比布3・9kmを計画しています。

とみはら自然の森

5月1日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行っています。

4月16日に新型コロナウイルス緊急事態宣言の対象地域拡大で、施設の利用を休止していましたが、緊急事態宣言が解除され5月26日より再開となりました。

市内江丹別にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2・5kmあり、歩くと2時間ほどかかります。豊かな森林を感じながら、新型コロナウイルスを忘れてのびのびと森林散策してみたい。

昨年から閉園時間が午後3時に変更となりました。

尚、今後の感染拡大の動向により休止期間が再度延長となる場合がありますのでご了承ください。



路網整備 東旭川

開園期間は

五月五日～十月二十五日

開園時間は午前九時～午後三時

□お問い合わせ先

とみはら自然の森ふれあい館

電話〇一六六―七三―二二四二

旭川市農政部

農林整備課森林振興係

電話〇一六六―二五―七四五九



とみはら自然の森 作業打合せ

「タケノコ販売」 今年も盛況

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた外出自粛要請、現在も会議やイベントが中止・延期するなど収束に向けた取組みが継続の中、タケノコ販売の問い合わせの電話が多く寄せられました。コロナ対策が十分にとれるか心配もありましたが、検討した結果、販売日数を短縮、来場には必ずマスク着用をホームページで呼びかけました。

上川中部、北部の両森林管理署と副産物買受契約をし、旬の味を市民に提供しました。

昨年より3日遅い6月8日から5日間その日の朝に採取したタケノコを1キロ千円で販売。今年も長蛇の列ができて数分で完売しました。



R 2.6月 タケノコ販売

新型コロナウイルス 林業への影響

新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言による木材への影響について、自動車メーカーが生産を一時停止するなど物流が止まり梱包材、パレット材のオーダーが減少し製材需要に影響が出ています。このため、予定していた皆伐や間伐は素材が工場に入らなくなり、皆伐・間伐以外の秋地拵えなどに事業変更を強いられている状況です。

農林水産省が策定した林業木材関連事業者向けのコロナ対策ガイドラインが系統を通じて通知され、森林組合もガイドラインを参考に予防対策を徹底するよう指導がありました。

幸いにも直営労働班は、外での作業がほとんどで三密（密閉・密集・密接）の頻度が低く、昼食時や車移動時の車内換気などに注意を払って行動して頂いており、労働班が休業する状況にはありません。事務所内もなるべく三密の状況にならない様、職員間で調整をしています。

製材工場をもつ組合では、一時的な休業も止むを得ず原木受入停止や雇用調整助成金申請の手続きを進めるなど厳しい状況も聞かれます。

5月25日北海道でも緊急事態宣言が解除され経済活動が一部再開しました。世界規模で経済が復興するには時間がかかると思われますが、早い回復を待ちたいと思います。

今のところ管内の組合関係や事業体での感染者発生報告はありません。いつ終息するのか先が見えませんが、それぞれに感染予防策を徹底して参ります。

北海道の巨樹・名木150本が写真集に

～旭川・比布の大地に映える 巨樹・名木の紹介～

北海道に開拓の鋤が入って
一世紀以上が経ち、鬱そうた
る大自然の密林を伐り開いて
農地や山村などをつくり、そ
して、今、私たちの住む街ま
で創りあげてきました。

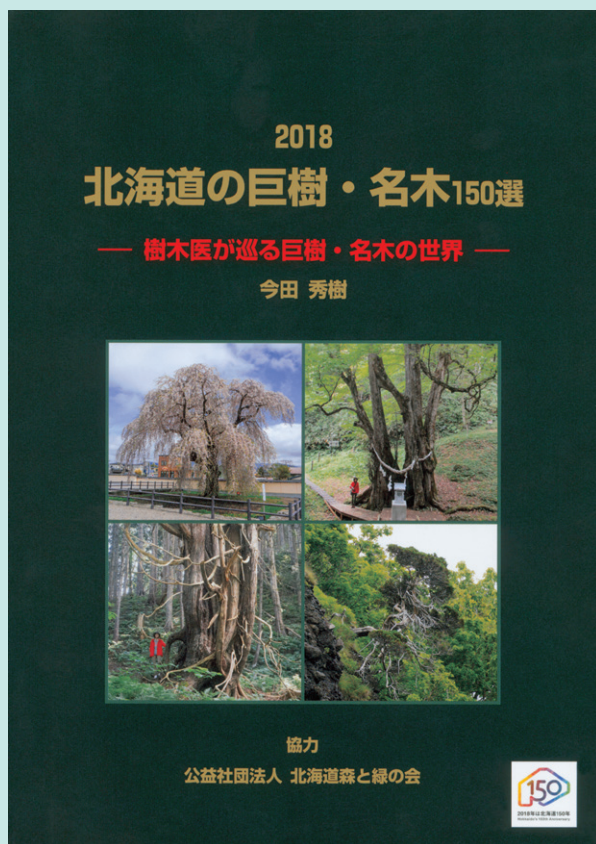
現在、自然や樹木に触れあ
う機会が少なくなっている中
で、神社やお寺の木々、公園
や校庭の巨木、思い出の並木
道など、人生の歴史には必ず
と言っていいほど樹木との触
れあいがあります。

私たちとともに歩み続けて

いる自然の代表である巨樹・
名木の現状を明らかにして後
代に引き継ぐため、1993
(平成5)年2月、「北海道の
巨樹・名木」(社団法人北海
道国土緑化推進委員会)が発
刊されました。調査は北海
道の林業普及指導員で組織する
「林業普及職員協議会」が実施
しました。この写真集は、先
に発刊された「北海道百年記
念北海道の名木美林」(北海
道国土緑化推進委員会、19
68年)などの既往発表資料

北海道上川総合振興局南部森林室 普及課長

石川 博 道



714本より150本の巨樹・
名木を選定し載せています。

最近では、2018(平成
30)年、札幌市在住の樹木医、
今田秀樹氏(一般財団法人北
海道森林整備公社勤務、元北
海道水産林務部職員)が、同
年11月に「2018 北海道の
巨樹・名木150選」を新た
な写真集として自費出版して
います。

同氏が写真集を出版する
きっかけとなったのは、「樹木
医としての確な診断を行うた
めには、より多くの樹木を診
て覚えることが一番の早道で
はないかと考えました。そこで、
思い浮かんだのが1993年
に発刊された「北海道の巨樹・
名木」でした。また、201
8年に「北海道命名150年」
を迎えると報道され、「巨樹・
名木150本」と「北海道命
名150年」が重なりあい、
2018年までに150本の
木を診ることを目標に、20
17年春から本格的に現地調
査を行い、同年10月には8割
ほどの調査が済んだ頃、自分
だけの資料とするのではなく、
より多くの人に北海道の巨樹・
名木について知っていただき
たいと思うようになりました。
また「北海道の巨樹・名木」

が出版されてから既に四半世
紀が過ぎていたこともあり、
新たな写真集を出版する良い
機会ではないかと考えました。
(写真集のまえがき「出版ま
での経緯」より抜粋)

写真集では、巨樹・名木1
50本を紹介する順番を札幌
の小金湯桂不動をスタートし
て、道内を右回り(時計回り)
に道央、道北、道東、道南、
そして道央に戻り、小樽の恵
美須神社の桑の木をゴールと
しています。

今回、紙面の都合により写
真集の中から旭川市と比布町
の大地に映える巨樹・名木4
本を紹介していきますので、散
策してみたいかがでしょうか。
興味のある方は写真集を片
手に現地に足を運んで、その
大きさや美しさなど北海道の
巨樹・名木を実感していただ
きたいと思います。

写真集に載っている巨樹・
名木は、所有者に許可を得て
現地調査、写真撮影等を行っ
ています。

写真集の出版にあたり過去
の貴重な写真や資料など公益
社団法人北海道森と緑の会な
どの協力を得るとともに、現在、
同会より写真集の販売も行っ
ています。

かん が にれ
神迎える楡

ハルニレ

●分 類：ニレ科 ニレ属
●学 名：Ulmus davidiana var. japonica Nakai
●別 名：アカダモ、ニレ、エルム、●漢字名：春楡
●アイヌ語名：チキサニ ci-kisa-ni



平成30年5月27日

- 所在地：旭川市東旭川南1条6丁目8-14 旭川神社境内
- 所有者：旭川神社 電話(0166)36-1818
- 幹 周：582cm(直径：185cm) ●樹高：21m
- 樹 齢：430年(推定)
- 緯度経度：北緯43度46分10.2秒 東経142度26分30.5秒
- 標 高：139m
- その他：解説板がある

[由緒・由来など]

明治25(1892)年、屯田兵の練兵場を開設のため密林を伐採中一本の大楡の根元に祭祀幣数条を飾り、熊の頭骨4個をならべてあるのを発見、中隊長は、これをアイヌの霊樹であるからと禁伐木の札を建てたといひ伝えられ開拓の聖樹とされている。



JR東旭川駅から0.6km、徒歩10分。

れん べい じょう にれ
練兵場の楡

ハルニレ

●分 類：ニレ科 ニレ属
●学 名：Ulmus davidiana var. japonica Nakai
●別 名：アカダモ、ニレ、エルム、●漢字名：春楡
●アイヌ語名：チキサニ ci-kisa-ni



平成30年5月27日

- 所在地：旭川市東旭川南1条6丁目
旭川市立旭川中学校敷地内
- 所有者：旭川市教育委員会 電話(0166)25-7549
- 幹 周：625cm(直径：199cm) ●樹高：24m
- 樹 齢：330年(推定)
- 緯度経度：北緯43度46分09.8秒 東経142度26分27.5秒
- 標 高：139m

[由緒・由来など]

明治25(1892)年に入植した屯田兵の練兵場跡にあり、開拓当時村の中心にあるこのニレの大木の下で練兵訓練、運動会、農産物の展示品評会等の行事が行われた。東旭川開拓の歴史を見守ってきた記念木である。



JR東旭川駅から0.6km、徒歩10分。

なが やま かい たく き ねん ほく
永山開拓記念木

ドロノキ

●分 類：ヤナギ科 ハコヤナギ属
●学 名：Populus maximowiczii Henry
●別 名：ドロ、ドロヤナギ ●漢字名：泥の木、泥柳
●アイヌ語名：ヤイニ yay-ni



平成29年10月1日

- 所在地：旭川市永山町13丁目 旭川市立永山東小学校校庭
- 所有者：旭川市教育委員会 電話(0166)25-7549
- 幹 周：468cm(直径：149cm) ●樹高：25m
- 樹 齢：130年(推定)
- 緯度経度：北緯43度49分12.2秒 東経142度26分56.2秒
- 標 高：139m
- 保護制度：北海道記念保護樹木 昭和49(1974)年3月30日指定
- その他：解説板がある

[由緒・由来など]

明治24(1891)年屯田兵入植の
おり、老夫婦が休憩した際、
杖として使っていた木を土中
にさし、そのまま忘れたものに
根が付き成長し、大木になった
といわれている。

同年、この地に小学校が開校
し、以来、校庭にあって、永山の
歴史とともに延々と子供たち
を見守り続けている。



JR永山駅から1.2km、徒歩15分。

こま ど
駒止めのなら

カシワ

●分 類：ブナ科 コナラ属
●学 名：Quercus dentata Thunb
●別 名：ドングリ ●漢字名：柏、櫟
●アイヌ語名：ドンニ tunni



平成30年6月10日

- 所在地：比布町北6線15号
- 所有者：比布町 電話(0166)85-2111
- 幹 周：293cm(直径：93cm) ●樹高：16m
- 樹 齢：220年(推定)
- 緯度経度：北緯43度55分08.1秒 東経142度29分33.9秒
- 標 高：202m
- 保護制度：北海道記念保護樹木 昭和50(1975)年6月21日指定
- その他：解説板がある

[由緒・由来など]

開拓当時、道路の十字路に馬
(駒)をつなぎ休息したといわ
れている記念樹で、昭和43
(1968)年開道百年記念事業と
して、全道から名木・美林が募
集された際、北海道名木百点の
ひとつに選ばれた。昭和50
(1975)年6月21日北海道自然
環境保全条例に基づく記念保
護樹として知事の指定を受け
た。その年で樹齢176年と推定
されている。



JR比布駅から7.5km、車で13分。

旭川市のアライグマ捕獲業務 アライグマが箱罠に掛かった方へ

◎当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日伺うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

【連絡先】旭川市森林組合
(080-6083-2355)

◎土日休日はアライグマの回収は行いません。

不法投棄撲滅 に協力を!!

不法投棄等の未然防止と早期発見、早期対応により、生活環境の保全に努めましょう。

もし廃棄物の不法投棄を発見したら、循環型社会推進課「産廃110番」を設置しております。

080-20-5381-24迄
ごみはいっぱい

お願い
◎1日1回、箱罠の確認をお願いします。餌がない場合には補充をお願いします。
◎アライグマの情報(目撃・痕跡・被害)をお寄せください。

山林の売買 は林地供給 事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡(売買)した場合にその譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

賦課金の納入期限

7月31日迄です

森林組合の賦課徴収額につきましては、2月の総代会で次のとおり決定を頂きました。お手数ですが、期日が7月31日となっておりますので納入をお願いします。

- 組合員割
一組合員一律 1,000円
- 面積割
0.3ha以上10ha未満 200円/ha当り
10ha以上 100円/ha当り

組合の業務時間

- ◎夏季時間
(5月1日～11月30日)
午前8時～午後5時
土曜日第2、第4休日
 - ◎冬季時間
(12月1日～4月30日)
午前8時30分
午後5時
土曜日全休
- 尚、祝日及び地方祭、年末年始は休日。
宜しく御協力をお願い致します。

森林調査等のために 森林に立入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のため、立入り致しますのでご承知置き下さい。

立入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
 - (2) 除・間伐予定地の実態調査
 - (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
 - (4) 未立木地の調査など
- 調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。よろしくお願い致します。

各種届出 について

所有者の皆様の中に、次の事項に該当する方はいませんか？
事務手続き上、必ず書類での届出が必要となります。
届出用紙は組合事務所に用意しております。お手数ですが、組合までご連絡下さい。

- ① 自宅の住所が変わったとき
- ② 相続・死亡等により山林名義の変更をしたとき(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
- ③ 売買等で山林面積が変わったとき

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせください。お待ちしております。
※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページのURLの変更について】 [\[http://www.a-sinrin.com\]](http://www.a-sinrin.com) に変更しました。是非、ご覧ください。

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
 設 立 昭和 45 年 3 月 26 日
 所 在 地 北海道旭川市
 工業団地 3 条 1 丁目 2 番 15 号
 代 表 電 話 0166-36-4268
 F a x 番 号 0166-36-4290
 代 表 者 名 代表理事組合長 小檜山 隆
 従 業 員 数 26 名
 組 合 員 数 1,213 人
 森林所有面積 9,656 ha
 出 資 金 93,265 千円
 事 業 区 域 旭川市比布町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

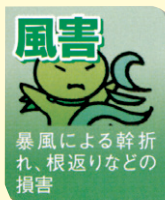
- ・ 森林づくりは人づくり
- ・ 景観に優れた美しい森林づくり
- ・ 適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・ 生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・ 未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・ 水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・ 心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・ 地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・ 地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・ 活力ある組合 信頼の森林づくり

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森 林 保 険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金のお支払いの対象となる
8つの災害



旭 川 市 森 林 組 合